



カナダの多文化主義と 司法事情



【カナディアンロッキー】

私は、平成24年7月から1年間、カナダのブリティッシュコロンビア大学ロースクールにおいて、カナダにおける司法制度等の調査研究に当たりました。ブリティッシュコロンビア大学があるバンクーバーは、人口200万人を擁するカナダ第3の都市で、山や海などの大自然に恵まれ、気候も温暖であるとして、日本人シニア世代のリタイア後の居住地としても人気が高まっています。

カナダの特徴を一言でいうと、「マルチカルチャリズム（多文化主義）」でしょうか。まず、歴史的に問題となったのは、ケベック州を中心としたフランス語文化圏とその余の英語文化圏との共存です。

1971年の当時の首相ピエール・トルドーによる「公用文化否定宣言（No Official Culture）」を皮切りに、政治、法律の分野で

も、マルチカルチャリズムの精神がバックボーンとなっています。1982年憲法では「この憲法は、カナダ国民の多文化の伝統の保持、発展に沿うよう解釈されるべきである。」と定められました。そして、ケベック州では、フランス法の伝統を受け継ぎ、民事法の分野ではシビル・ロー（大陸法）の原則が適用される一方、その他の州ではイギリス法の伝統を受け継ぎ、コモン・ローの原則が適用されることとなっており、ケベック州の独自性が認められています。また、カナダ連邦最高裁判所の裁判官の定員は9名なのですが、そのうち3名はケベック州から選出されることとなっており、ケベック州の独自性を尊重する姿勢が表れています。

近年では、ここバンクーバーも中華系の移民が約3割を占めていることから分かるように、積極的な移民政策の結果として、中国をはじめとするアジア諸国、ロシアや東欧、中東など、より様々な文化圏との共存も課題となっています。

さらに、カナダを理解する上で無視することができないのは、先住民（ファースト・ネーションズ）の存在です。憲法上、先住民はインディアンと呼ばれていますが、インディアンとしての登録を受けると、一定の権利や



【州裁判所パティオで州裁判所判事と】



【ブリティッシュコロンビア州控訴・上級裁判所】

社会保障を含む特典を受けることができません。カナダには「保留地」と呼ばれる特定地域が2200か所以上あり、600を超える部族が保留地において暮らしています。

歴史をふりかえると、イギリスがカナダにおける支配を確立していった18世紀中頃以降、先住民たちは、イギリス国王と条約を結び、住んでいた土地の権利を国王に委譲する代わりに、狩猟や漁業の権利を保障されるようになりました。白人の入植が早かったカナダ東部地域では、先住民との間の条約締結も比較的スムーズに行われてきたようですが、カナダ西部のブリティッシュコロンビア州（BC州）では、先住民の部族が200を超え、政府と条約を締結できていない部族も多く、先住民と州政府との間の法的紛争も未だ多いそうです。

現地滞在中、控訴裁判所（BC州の最上級裁判所）の裁判官の案内で、控訴裁判所の審問を傍聴する機会がありました。先住民のある部族が、BC州政府を相手取り、先住民の自治を求めた事件では、先住民側の代理人が、憲法に関する前例を引きながら、身振りを交えて熱くその主張を展開し、裁判官からの質問に答えていたというのが印象的でした。控

訴裁判所では法律問題しか審理が行われませんが、それでも審問の時間は、最低でも1件あたり半日程度時間をとっており、この日の事件のように憲法上の問題を含む特に重要な事件については、四、五日程度時間をかけて審理をするそうです。

私の研究先のブリティッシュコロンビア大学ロースクールでは、昨年から先住民法の授業が必修となりました。カナダ全体では日本同様少子高齢化が問題となっていますが、出生率の高い先住民の人口は増え続けており、先住民をめぐる法的紛争も増えているそうです。そのような法的需要に対応するためには、先住民に関する歴史的な理解、現状認識、法的知識が必要とされるのです。カナダにおいては、先住民問題は過去の清算ではなく、まさにホットイシューとなっています。



(水戸地方裁判所土浦支部
判事補 かんき こうじ 神吉 康二)

【左 ブッチャートガーデン】



【ブリティッシュコロンビア州議事堂】